

# 佐倉市営住宅等の整備基準を定める条例の制定

## 制定の概要

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」（平成23年法律第105号）により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）が一部改正されたことに伴い、従来は法令等で規定されていた整備基準を、新たに佐倉市営住宅等の整備基準を定める条例（以下「整備基準条例」という。）として制定します。

なお、整備基準条例は、市内同一地域に千葉県営住宅と佐倉市営住宅があることから、これらを一体として機能させるために、参酌基準と同一の基準を採用している千葉県の条例を基本として定めるものです。

## ◎整備基準について

公営住宅法の改正に伴い、公営住宅及び共同施設の整備基準については、国土交通省令で定める基準を参酌して、都道府県や市町村の条例で定めることになりました。

主なものとしては、市営住宅の建設に当たり、建設地の選定基準は、入居者の通勤、通学、日用品の購買その他日常生活の利便性を考慮して選定し、建設に当たっては、日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害防止を考慮して配置・建設すること等を基本理念として定めます。

### ・制定における考え方

条例の制定にあたり、「参酌すべき基準」とされている基準については、千葉県及び各市町村と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が佐倉市には認められないことから、現行の国土交通省令の基準のとおりとします。

## <施行日>

平成25年4月1日（予定）